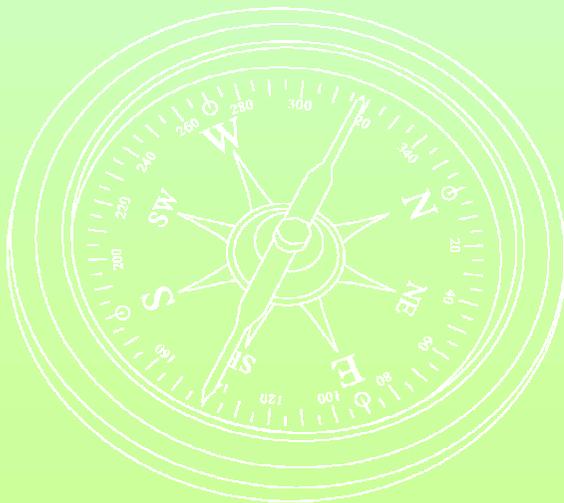


厚生年金基金の制度改革に係る解説

～政省令・告示案等のパブリックコメント開始を受けて～



平成25年11月

リそな企業年金研究所



AD908-年13-25

目次

はじめに	1
1. 厚生年金基金制度見直しの全体像	2
2. 改正法施行関係の政省令等について	5
3. 解散認可基準の緩和	10
4. 最低責任準備金	12
5. 特例解散の見直し	17
6. 今後の財政運営	32
7. 他制度への移行支援	38
8. 改正法施行後の企業年金連合会	45
【ご参考】改正法に対する附帯決議	47

はじめに

- 2013(平成25)年6月19日、厚生年金基金制度の見直しおよび国民年金第3号被保険者(専業主婦等)の加入記録不整合の解消を目的とした「**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律**」(以下「改正法」)が可決・成立し、同月26日付で公布されました。
- 本改正法の施行期日は「公布日から1年を越えない範囲で政令で定める日」とされており、今般公表された政令案では**2014(平成26)年4月1日から施行**する旨規定されています。
- 本資料は、今般の改正内容のうち、本年11月6日付でパブリックコメント手続により公表された「**政省令・告示案等の概要**」等において新たに判明した事項についてご案内するものです。
- なお、本資料の内容は**2013(平成25)年11月時点の情報**に基づいており、**今後公布・発出される政省令・告示・通知の内容によっては一部変更となる可能性**がありますので、その点ご留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 厚生年金基金制度見直しの全体像(1) ~ 対応方策および法令上の規定

対 応 方 策			法令上の規定		
代行割れ基金の早期解散対応等	特例解散制度の見直し	解散プロセス	「自主解散」「清算型解散」の導入	改正法附則第11~26条	
			第三者委員会における適用条件等の審査	改正法附則第11~12、19、21条	
			申請以降の上乗せ給付の全額支給停止	改正法附則第11~12、19条	
		分割納付の特例	代行資産の前納制度の導入	改正法附則第10~12、19~21条	
			納付額の特例	現行金額と特例金額のいずれか低い額	改正法附則第11、20条
			事業所間の連帯債務の見直し	利息の固定金利化	改正法附則第12~13、21~22条
	納付期間の延長（最長30年）	改正法附則第14、23条			
	最低責任準備金の精緻化	代行給付費相当額の算定方法の見直し		告示で規定	
		厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ（期ずれ）の補正		告示で規定	
	解散認可基準の緩和	代議員会における法定議決要件の緩和（3/4→2/3）		改正法附則第5条	
事業主・加入員における事前手続要件の緩和（3/4→2/3）		通知発出済み（2013/10/1施行）			
解散理由要件の撤廃		通知発出済み（2013/10/1施行）			
代行割れを未然に防ぐための制度的措置		下記要件を満たさない基金に対する解散命令の発動 ・純資産（時価） \geq 最低責任準備金 \times 1.5 ・純資産（時価） \geq 最低積立基準額	改正法附則第33条		
他制度への移行支援	上乗せ部分の受給権保全のための移行支援策	確定給付企業年金（DB）への移行支援		改正法附則第35条	
		確定拠出年金（DC）への移行支援		政令で規定	
		退職給付の再建支援		規定なし（政省令・通知で規定）	
		中小企業退職金共済（中退共）へ移行できる仕組みの創設		改正法附則第36条	
	承認・認可事項の緩和		省令で規定		
	企業年金の選択肢の多様化	キャッシュバランスプランの制度設計の弾力化		省令で規定	
簡易型DBの対象拡大		省令および通知で規定			

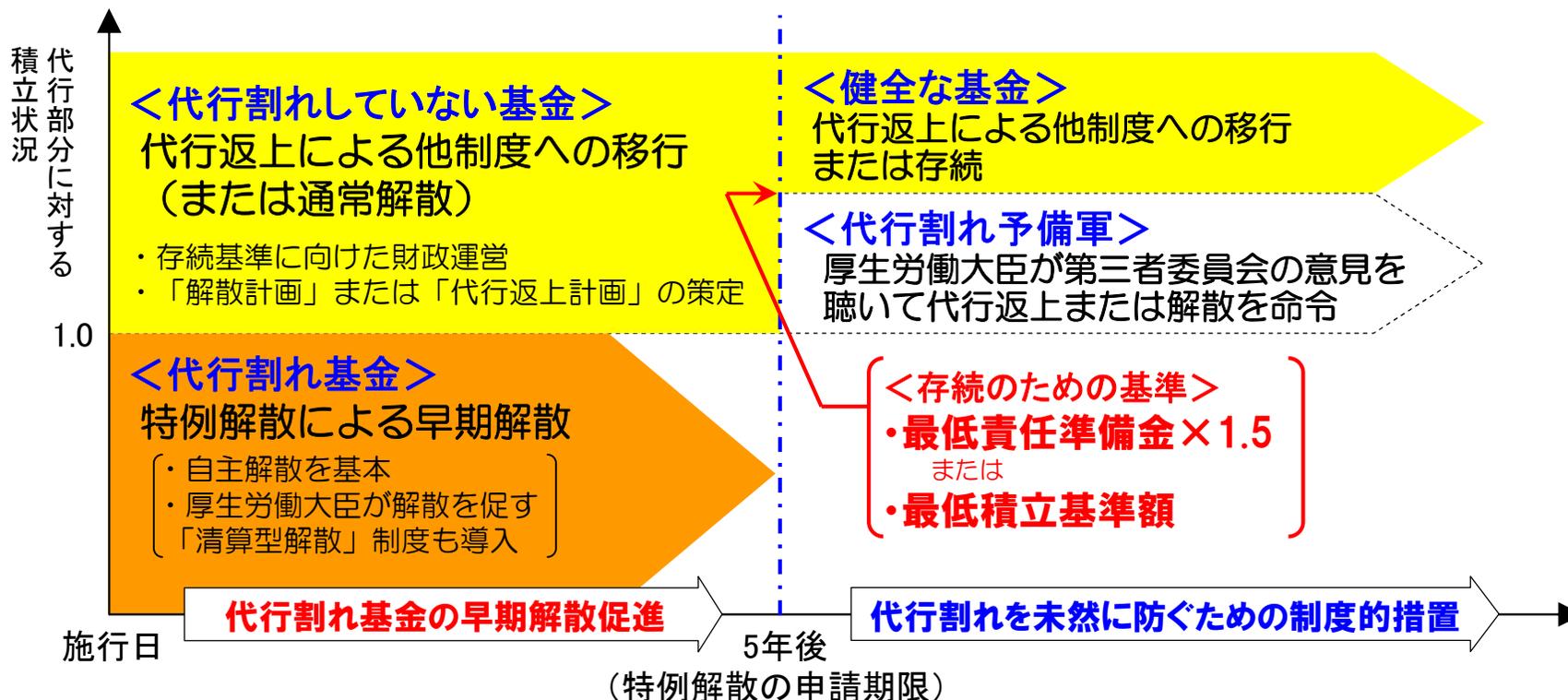
(注)改正法上の規定がある項目においても、詳細は政省令・通知等により規定される。

1. 厚生年金基金制度見直しの全体像(2) ～制度見直しのプロセス

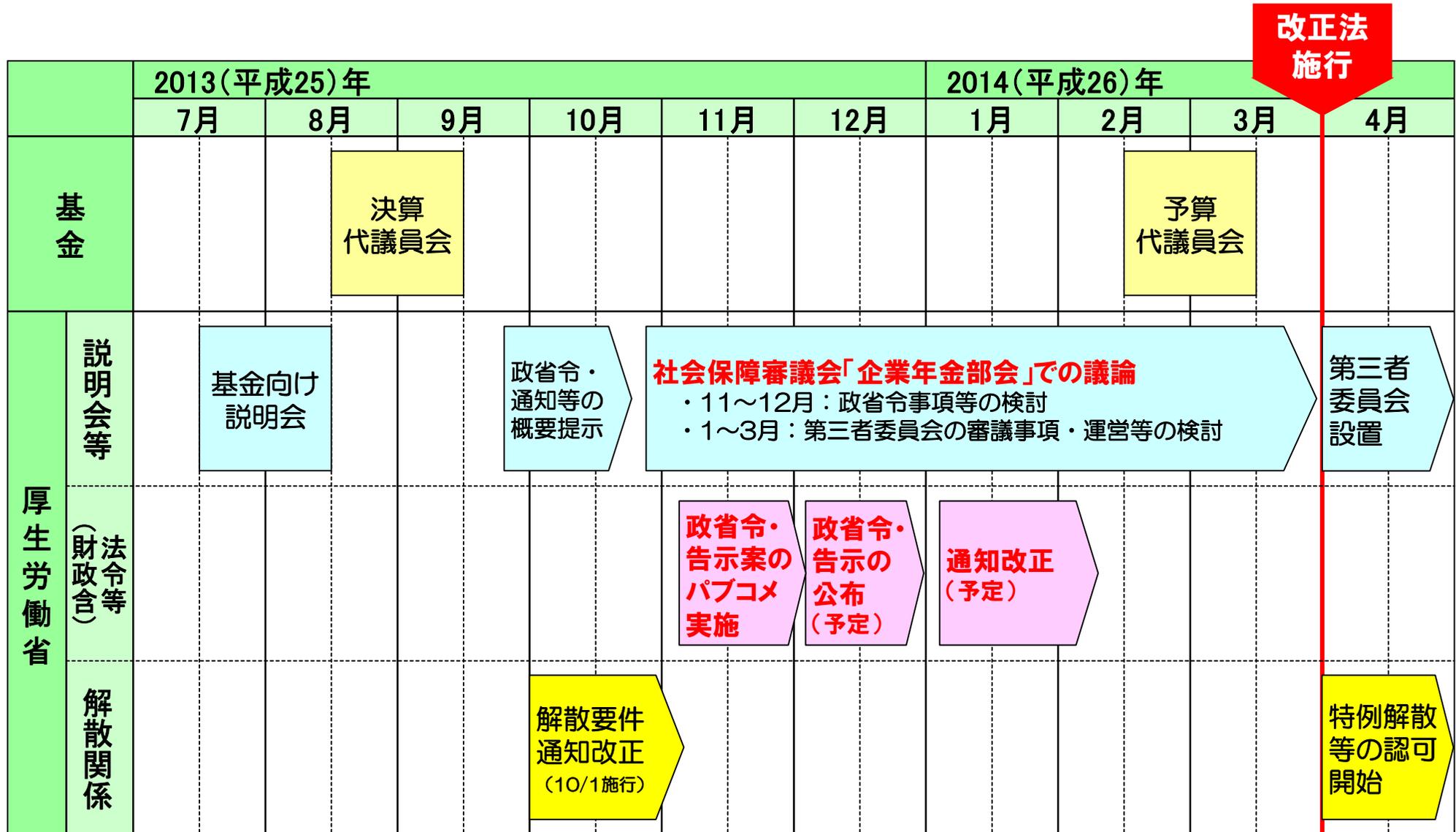
➤ 代行割れリスクの度合いに応じ、以下のプロセスで対応することとしています。

代行部分に対する純資産額の積立状況	対応方策
積立比率が1.5*以上【健全な基金】	他制度（DB・DC等）へ移行または存続
積立比率が1.0以上1.5*未満【代行割れ予備軍】	他制度（DB・DC等）へ移行または解散を促す
積立比率が1.0未満【代行割れ基金】	法施行日から5年以内の早期解散を促す

*積立比率1.5または最低積立基準額のいずれかを満たす水準



1. 厚生年金基金制度見直しの全体像(3) ~ 施行までの主なスケジュール



2. 改正法施行関係の政省令等について(1) ~ 全体像・政令

- 現行の政省令(厚生年金基金令、厚生年金基金規則)は廃止され、改正法施行に伴う経過措置等を規定した新たな政省令が措置されます。
- 基金関係の告示は原則すべて廃止され、整理統合のうえ必要なもののみ再公布されます。
- 基金関係の通知は、原則として現行通知の一部改正等により対応されます。

		主 な 内 容
政 令	改正法の施行期日を定める政令	施行期日(2014(平成26)年4月1日)の規定
	改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)の廃止 ・確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)に関する所要の規定の整備 ・確定給付企業年金法の規定に基づく企業年金連合会に関する所要の規定の整備 ・その他関係政令に関する所要の規定の整備

2. 改正法施行関係の政省令等について(2) ～ 政令・省令

		主 な 内 容
政 令	改正法の施行に伴う経過措置に関する政令 ※以降、本資料では「政令概要」と表記	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義、存続厚生年金基金に係る技術的読替え等 ・最低責任準備金および減額最低責任準備金の算出方法 ・前納額の基準および還付 ・物納に関する技術的読替え ・納付額の特例の認定要件、分割納付の特例の承認要件 ・分割納付期間の延長（最長30年）に係る認定要件 ・清算型基金の指定要件 ・DBおよび中小企業退職金共済（中退共）への残余財産の交付に係る規定の整備 ・DCへの残余財産の移換、脱退一時金の移換申出 ・存続連合会に関する経過措置 など
省 令	改正法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令 ※以降、本資料では「省令概要」と表記	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）の廃止 ・DB・DCに係る手続要件の緩和 ・キャッシュ・バランス・プランの給付設計の弾力化 ・簡易型DBの拡大、回復計画に係る経過措置の延長など ・年金数理人の要件に係る規定の整備 ・最低責任準備金の減額申請に係る手続 ・特例解散の認定要件における掛金水準の計算方法等 ・自主解散型納付計画、清算型納付計画、清算計画および清算未了特定基金型納付計画の提出および記載事項 ・存続基金から移行したDBの掛金算定の特例 ・中退共への残余財産の交付に係る規定の整備（被共済者の持分を算定する方法等） ・解散計画・代行返上計画の提出および記載事項 ・物納に関する規定の整備 など

2. 改正法施行関係の政省令等について(3) ~ 告示の廃止・再編

	廃止される告示	新たに公布される告示
最低責任準備金の算出方法	厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法（昭和50年1月31日厚生省告示第32号） 厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成11年9月3日厚生省告示第192号）	改正法附則第八条に規定する責任準備金に相当する額の算出方法
非継続基準に用いる予定利率および予定死亡率	厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成9年3月31日厚生省告示第83号）	改正法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた改正法第一条による改正前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率
過去期間代行給付現価の計算方法	厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法（平成16年9月29日厚生労働省告示第359号）	改正法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法
最低責任準備金の特例額の算出方法	厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法（平成16年9月29日厚生労働省告示第361号）	改正法附則第十一条第七項及び第二十条第三項に規定する減額最低責任準備金相当額の算出方法
解散基金加入員に係る移換額	解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成17年6月29日厚生労働省告示第265号）	解散基金加入員に係る改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法
年金受給権者に係る現価相当額	中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成16年9月29日厚生労働省告示第358号）	経過措置政令第〇条においてその例によるものとされた経過措置政令第〇条による廃止前の厚生年金基金令第五十二条に規定する現価相当額
確定給付企業年金(DB)への権利義務の移転に係る現価相当額	確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の現価相当額の計算方法（平成17年6月29日厚生労働省告示第266号）	改正法の施行に伴う経過措置に関する政令第〇条第〇項の規定により読み替えて適用する改正法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により読み替えて適用する改正法附則第八条の現価相当額の計算方法
現行特例解散における分割納付に係る利率	厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成17年6月29日厚生労働省告示第272号）	改正法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた改正法第一条による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率

2. 改正法施行関係の政省令等について(4) ~ 告示の新設

	主 な 内 容
改正法附則第三十条第六項に規定する厚生労働大臣が定める率	清算未了特定基金の調整利率に関する規定
改正法附則第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率	自主解散型加算金利率に関する規定
改正法附則第二十三条において準用する第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率	清算型加算金利率に関する規定
改正法附則第三十二条において準用する第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率	清算未了特定基金型加算金利率に関する規定
改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項に規定する厚生労働大臣が定める率	中小企業退職金共済（中退共）への移換金に付利する率に関する規定

※以降、本資料では上記をまとめて「告示概要」と表記

2. 改正法施行関係の政省令等について(5) ~ 通知の新設・改正・廃止

		主な内容
厚生年金基金関連	【新設】 自主解散型基金等の解散に関する特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（将来返上、前納、公表等） ・ 納付額特例（要件、手続、提出書類等） ・ 納付計画（要件、手続、提出書類等） ・ 分割納付期間の延長（最長30年）の認定要件 など
	厚生年金基金の解散及び移行認可について （平成9年3月31日年発第1682号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付義務の履行に係る周知規定の追加 ・ 最低責任準備金の前納規定の追加
	厚生年金基金の設立認可について（昭和41年9月27日年発第363号）	プラスアルファ水準の経過措置に関する改正
	厚生年金基金の設立要件について （平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスアルファ水準の経過措置に関する改正 ・ キャッシュ・バランス・プランの給付設計の弾力化 など
	厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散計画・代行返上計画に関する規定の追加 ・ 存続基準および継続的な財政診断に係る規定の追加 など
	厚生年金基金の業務報告書様式について （平成10年10月14日企国発第30号）	報告事項の追加（提出日の4～6ヶ月前の最低責任準備金および純資産額、存続基金における母体企業の経営状況など）
	厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認基準について （平成17年8月9日年発0809001号）	廃止（指定基金制度の廃止に伴うもの）
D B ・ D C 関連	確定給付企業年金制度について （平成14年3月29日年発第0329008号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約変更に係る承認・認可事項の届出事項への緩和 ・ 加入者が存在する受託保証型DBの実施に係る所要の整備
	確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について （平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）	加入者が存在する受託保証型DBに係る提出書類の整備
	厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について （平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号）	添付書類の廃止・緩和
	確定拠出年金の企業型年金規約に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）	規約変更に係る添付書類に関する所要の整備

※以降、本資料では上記をまとめて「通知概要」と表記

3. 解散認可基準の緩和

- 存続基金の解散に係る代議員会の議決要件が、代議員の定数の4分の3以上から3分の2以上に緩和されます【改正法附則第5条第2項による読み替え】。この緩和措置は、解散だけでなく、「合併」「分割」「権利義務の移転・承継」「将来返上」にも適用されます。
- 解散および将来返上の認可申請に係る事前手続(同意)要件の緩和は、通知改正により2013(平成25)年10月1日から施行されています。

(代議員会の議決要件の緩和は、改正法施行日(2014(平成26)年4月1日)から施行)

	改正内容
事前手続要件	<ul style="list-style-type: none">・ 全事業主の4分の3以上の同意 ⇒ 全事業主の<u>3分の2以上</u>の同意・ 全加入員の4分の3以上の同意 ⇒ 全加入員の<u>3分の2以上</u>の同意

- 解散認可申請に係る理由要件も、通知改正により同年10月1日から全廃されています。
- 将来返上の認可申請の際に、基金を将来解散する旨の同意を事業主、加入員および労働組合から併せて得ている場合は、当該同意は解散認可申請時においても有効とされます。

【FAQ】寄せられたご質問と現時点の考え方(抜粋)～ 解散手続き・認可関連

No	ご 質 問	現時点の考え方
20	基金解散の手続きを進めるために、手続きとタイムスケジュールを示してほしい（解散認可申請から認可までの程度かかるか等）。また、地方厚生（支）局への相談はどの程度内容を決めてから行けばよいか（後略）。	（前略）解散認可申請から認可までは通常解散であれば1ヶ月程度、特例解散であれば第三者委員会の開催時期等の都合にもよりますが、それよりも長くなるものと考えております（後略）。
23	代議員会で解散の方針を議決した後に代行割れが解消した場合、当初特例解散を考えていたとしても、途中から通常解散へ変更することは可能か（後略）。	状況の変化により、特例解散から通常解散に変更することは可能です（後略）。
26	法施行後に通常解散することを考えているが、事前準備として従業員説明会などを開催してよいのか（後略）。	基金の現状を加入者等に事前に説明していただくことは差し支えありません（後略）。
28	法施行で解散要件が緩和され「母体企業の経営悪化等」の理由要件が撤廃されることを見越して、施行日以前に事業主および加入員の同意書を徴収するなどの事前手続きを開始することは可能か。	解散認可申請に当たり、施行日以前に事業主および加入員の同意手続きを開始することは可能です。
30	改正法では厚生年金基金の解散時に、全加入員の3分の2以上の同意が条件となるが、労働組合の同意条件はどうなるのか（後略）。	労働組合の同意条件については、現行どおりとする予定です。
153	給付減額については、母体企業の経営悪化の要件を外すなどの緩和は行わないのか。	給付減額についての要件緩和は行わない予定としております。

(出所)厚生労働省「寄せられたご質問と現時点の考え方(FAQ)」より抜粋 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

4. 最低責任準備金(1) ~ 算定方法の見直し(精緻化)

- 最低責任準備金の算定方法の見直し(精緻化)措置として、「**代行給付費相当額の算定方法の見直し**」ならびに「**厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ(期ずれ)の補正**」等の措置が実施される予定です【政令概要 2.(4)、告示概要Ⅱ(1)】。

項 目		内 容											
代行給付費相当額の算定方法の見直し	8号方式の計数の補正	<ul style="list-style-type: none"> 一律適用 (0.875) から、受給者の年齢区分に応じた3段階設定に変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前月末年齢</th> <th>64歳以下</th> <th>65歳以上 74歳以下</th> <th>75歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率</td> <td>0.69</td> <td>0.96</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 2005 (平成17) 年4月まで遡及可 2005 (平成17) 年4月1日から解散日までの政府負担金について、0.875で算定したものと年齢別3段階係数で算定したものの差を最低責任準備金から控除可能 				前月末年齢	64歳以下	65歳以上 74歳以下	75歳以上	率	0.69	0.96	1.00
	前月末年齢	64歳以下	65歳以上 74歳以下	75歳以上									
率	0.69	0.96	1.00										
みなし7号方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> 在職老齢年金および雇用保険との調整について、支給停止額の実績を控除し、残額に一定率 (0.998) を乗じて算出 1999 (平成11) 年10月まで遡及可 解散・代行返上時にのみ使用可 (財政運営・財政計算では使用不可) 												
厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれの補正		<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金本体の運用実績利回りをそのまま使用 (期ずれの補正) 厚生年金特別会計の年金勘定の決算が確定していない年度は、年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が四半期ごとに公表する公的年金の運用結果を使用 											

4. 最低責任準備金(2) ~ 解散(代行返上)時の最低責任準備金の算定方法

- **施行日から5年以内に認可申請**を行った基金が通常解散、特例解散および代行返上を行う際の最低責任準備金の算定においては、前述の**精緻化措置の適用の有無を比較・選択**することが可能とされます(選択肢は下表の通り)。
- 財政運営では、「**年齢別3段階係数**」および「**期ずれ補正後**」のみ使用可能となる予定です。

厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ(期ずれ)の補正		通常解散・代行返上		特例解散				
		最低責任準備金		最低責任準備金		減額最低責任準備金		
		期ずれ補正前	期ずれ補正後	期ずれ補正前	期ずれ補正後	期ずれ補正前	期ずれ補正後	
代行給付費の算定方法(※2)	7号方式(※3)		△	○	△	△	△	△
	みなし7号方式		△	○	△	△	△	△
	8号方式	年齢区分別3段階計数	△	○	△	△	△	△
		一律計数(0.875)	△	△	△	△	△	△

(※1) 「○」を原則とするが、改正法施行日から5年間に限り「△」も選択可能。

(※2) 代行給付費の算定方法は、一つの方式を継続して使用すること(月毎の変更は不可)。ただし、簡便な方式からより精緻な方式への変更は可能とする予定。

(※3) 代行給付費の算定方法のうち「7号方式」は、過去に採用実績がなく実務負担も大きいため、現実的な選択肢にはなり得ないものと考えられる。

(そのため、7号方式を一部簡略化した「みなし7号方式」が導入された)

4. 最低責任準備金(3) ~ 最低責任準備金の前納(先行返還)

- 存続基金は、**将来返上の認可**を受けることにより、最低責任準備金の全部または一部を**前納することが可能**です【改正法附則第10条、政令概要 2.(5)(6)】。

項目		内容
申請書	記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・前納する旨 ・前納額 ・将来返上認可日 ・添付書類の名称 <p style="text-align: right;">【通知概要Ⅱ(2)③】</p>
	添付書類	前納額を算出した根拠となる書類【通知概要Ⅱ(2)③】
前納額の基準		<ul style="list-style-type: none"> ・「年金給付等積立金から前納額を控除した額」が「代行給付に充てるべき積立金」を上回るものであること【政令概要2.(5)、通知概要Ⅱ(1)第1.2.(2)】 ・納付額および給付に充てる必要額は、一定の前提をおいて基金で決定する。いくら納付するかは基金規約で定める
前納額の還付		<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録等の承認により最低責任準備金が確定した時点で、前納された額が最低責任準備金を上回った場合、存続基金に当該差額を還付する【政令概要2.(6)】 ・還付手続は、厚生労働省から送付される還付請求書により行う【通知概要Ⅱ(1)第1.2.(4)、通知概要Ⅱ(2)③】 ・解散・代行返上までの間の給付に必要な積立金が不足しても、前納分の返還はできない
利息の控除		前納された額に係る 前納日から解散日までの利息は控除 される【告示概要Ⅱ(1)⑥】
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・改正法施行前に将来返上の認可を受けていても前納は可能【FAQ No.50】 ・複数回に分けて前納することも可能【FAQ No.53】

4. 最低責任準備金(4) ~ 最低責任準備金の物納および確定

- 存続基金は、一定の要件を満たすことにより、最低責任準備金の一部について、債券、株式その他の有価証券等により物納することが可能です【改正法附則第9・18・25条】。

- ・ 物納の申請は、以下の認可・申請等と同時に行うこととされています【改正法附則第9条】
 - 解散認可と同時
 - 清算計画（⇒19ページご参照）の承認申請と同時
 - 解散命令による解散後速やかに
- ・ 物納に係る詳細は、政令等で規定される予定です【政令概要 2.(16)など】
- ・ 物納による前納は不可とされる見込みです。

- 存続基金の解散により国に納付する最低責任準備金および減額最低責任準備金は、厚生労働大臣による財産目録等の承認により確定となる予定です【通知概要Ⅱ(1)第1.4】。

- ・ 解散認可申請時における未収掛金は、確実に回収が見込まれる債権のみを計上し、滞納処分を行っても回収が見込めないものは速やかに不能欠損処理することとされる予定です。
- ・ 未収金の整理は、財産目録の作成までに滞納処分を含め速やかに完了させることとなる見込みです。

【FAQ】寄せられたご質問と現時点の考え方(抜粋)～ 最低責任準備金関連

No	ご質問	現時点の考え方
46	解散認可が法改正前の3月後半となり、最低責任準備金の納付日が法改正後の4月となった場合、納付先は連合会と国のどちらになるか。	改正法の施行日前に認可されたものについては、 通常解散であれば企業年金連合会に、特例解散であれば国 に納付することとなります。
48	改正法後の将来返上は、現行の将来返上と同様の手続きなのか(簡素化を行わないのか)。また、法施行前に前納することは可能か。代行資産の前納は、将来返上認可後のどのタイミングになるのか。	将来返上の手続きは、改正法施行前後で変更ありません。また、代行返上の前納は、 改正法施行後、かつ、解散または代行返上認可前 であれば、いつでも差し支えありません。なお、法改正施行前は、前納はできません。
50	最低責任準備金の前納できる額については、その後の給付に必要な資金が確実に確保できるような基準を設けていただきたい(後略)。	前納する額の上限額は、 最低責任準備金からその後の給付に必要な額を控除した額 とする予定です。なお、政令で具体的な基準を規定しますが、その内容につきましては検討中です。
53	法施行前に将来返上が認可されている場合についても前納は可能か。	将来返上認可が行われた日に関わらず、法施行日以後であれば、前納することは可能です。
226	三段階の係数は平成17年4月まで遡及可能としているが、遡及期間は基金において任意に設定してよいのか。また、7号方式(みなし7号方式含む)についても、遡及可能と考えてよいのか。また、8号方式とみなし7号方式について、決算年度毎に用いる方式を変更してもよいのか。	代行給付費の簡便計算に用いる年齢階級別の係数については、 平成17年4月以降の任意の月までの遡及を可とすることを検討 しております。基本的には、各基金の実態をより反映した方法を選択した場合には、 継続してその方法を用いていただく ことが適当ではないかと考えております。
334	最低責任準備金の前納を複数回行うことは可能か。	可能です。
337	「期ずれなし」の金額は、市場の変動が大きい状況では事前に予測が困難だと思われるが、認可日以降に「期ずれあり・なし」の再選択は可能なのか。	最低責任準備金の算定方法については、 解散の認可申請時点までに決めていただくことが原則 になると考えております。

(出所)厚生労働省「寄せられたご質問と現時点の考え方(FAQ)」より抜粋 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

5. 特例解散の見直し(1) ～ 申請前の事前準備・同意取得①

- **施行日から5年間の時限措置**として実施される特例解散措置(自主解散・清算型解散)の承認申請に係る事前手続等は、以下の通り規定される予定です【通知概要Ⅱ(1)第1.1・3】。

項目		内容
解散に向けた将来返上認可		<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来返上を行わなくても特例解散の申請は可能だが、記録整理を速やかにするため、あらかじめ将来返上の認可を受けることが望ましい。 ・ 将来返上したものの特例解散が認められなかった場合は、通常解散を行う。 ・ 改正法施行日前に将来返上の認可を受けた基金についても、特例解散の申請が可能。
事前確認		本申請に先立ち、国に特例措置の要件等について確認を求めることが可能。
記録整理の仮完了		本申請を行うためには、存続基金の加入員等に係る 記録整理が仮完了 (=企業年金連合会での記録突合結果に不備がないこと)していることが必要。
設立事業所の整理		規約に記載されている設立事業所の一覧表と厚生年金適用事業所情報とを突合し、不一致があった場合は、必要に応じ調査を行い、現存していない事業所については規約変更により整理する。
解散認可申請との関係	時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付額の特例と分割納付の特例を併せて行う場合は、原則として同時に申請する。 ・ 特例解散措置に係る申請は、解散認可の申請と同時に行う。
	規約変更	特例解散措置に係る下記の規約変更の認可申請は、解散認可申請までに行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 解散後に徴収する掛金(事務費相当分を含む)の算出方法等 ・ 設立事業所の事業主ごとの最低責任準備金の負担方法 など
解散認可時期		<ul style="list-style-type: none"> ・ 代行給付の国からの支給は、解散認可日の属する月の翌月分以降から開始されるため、当該支給に係る処理に要する期間等を考慮し、解散認可日は、偶数月の場合は当月上旬まで、奇数月の場合は当月末日までを原則とする。 ・ 記録整理が完了していなくても、解散認可日から2週間経過したときは、当該時点の加入員等に係る記録を日本年金機構本部に移管する。

5. 特例解散の見直し(1) ～ 申請前の事前準備・同意取得②

- 特例解散措置の承認申請に係る受給者等への周知事項および同意手続・要件は、以下の通り規定される予定です【通知概要Ⅱ(1)第1.3.(7)、第2.2、第3.2】。

項目	内 容
受給者等への周知事項	<p>以下①～⑤について周知すること（ただし③は記録整理の状況により必要に応じ周知）</p> <p>①上乗せ給付が支給停止となること（事前説明および支給停止通知の送付）</p> <p>②特例措置により解散した場合、代行給付が国から支給されること</p> <p>③記録整理の状況によっては、国からの代行給付の支給が遅延する可能性があること</p> <p>④代行給付の支払は、国からの支払に係る口座に行われること。</p> <p>⑤受給者等からの問合せ先は基金（解散認可後は設立事業所の事業主も）であること</p>
申請に係る同意要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代議員会の議決1月以内現在における<u>全事業主の3分の2以上の同意</u> ・ 代議員会の議決1月以内現在における<u>全加入員の3分の2以上の同意</u> ・ 代議員会の議決前における、<u>全受給者に対する十分な説明</u> ・ <u>設立事業所ごと</u>に加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、<u>当該労働組合の同意</u>（当該労働組合が複数あるときは、その4分の3以上の同意）

5. 特例解散の見直し(2) ～ 清算型基金の指定①

- 清算型基金の指定は、**2013(平成25)年度決算**(2014(平成26)年秋頃公表)から**2017(平成29)年度決算**(2018(平成30)年秋頃公表)まで実施される予定であり、一旦指定を受けると、基本的には解除は行われ~~ない~~見通しです。
- 清算型基金の指定を受けた後、清算計画について厚生労働大臣の承認を受けたときに、**代議員会の議決を経ずに解散**することとされています【改正法附則第19条第9項】。

項目	内容
指定要件	(⇒20ページご参照)
第三者委員会	あらかじめ 社会保障審議会(第三者委員会)の意見 を聴かなければならない。
指定を受けた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来返上 ・ 上乗せ給付の全額支給停止(指定日の属する月の翌月から) ・ 清算に関する計画(清算計画)の提出
清算計画の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算型基金の解散に必要な行為が完了すると見込まれる日 ・ 「納付額の特例」または「納付期間の特例」の申請をする意思の有無 ・ 清算人の氏名(名称)および住所 ・ その他省令で定める事項(規定はされない見込み)
申請手続	代議員定数の3分の2以上の多数による議決を経て厚生労働大臣に提出【省令概要2.(7)】

5. 特例解散の見直し(2) ～ 清算型基金の指定②

➤ 「**清算型基金**」の指定要件は、以下の通り規定される予定です【政令概要 2.(12)】。

改正法上の要件		内 容
積立要件		純資産額が「 最低責任準備金 × 0.8 」を下回ること。
事業の継続が極めて困難な状況		成熟度が高いこと（以下①～③のいずれかに該当） ①前事業年度において 給付費が掛金収入（掛金・徴収金） を上回っていること ②基金設立以来、 代行保険料率が免除保険料率 を上回ったことがあること ③ 受給権者数（受給者数＋待期者数） が 加入員数 を上回っていること
業務の運営に係る相当の努力	適正な掛金設定	以下①②のいずれかに該当すること【政令概要2.(12)、省令概要2.(2)】 ①申請前2年間に於いて、 適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収 していること ②申請前2年間に於いて、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、 全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること $\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} \times \frac{1.4^{(\ast 1)}}{1 + \text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} > \frac{26^{(\ast 2)}}{1000}$ <p>(※1) 2009(平成21)年度における実績を使用 (※2) 2009(平成21)年度における実績を使用</p>
	給付費用の抑制	以下①～③のいずれか（またはこれと同等の措置）に該当すること ①給付水準の引下げ ②選択一時金の停止（加算型の場合） ③代行部分に係る在職等支給停止措置のプラスアルファ部分への適用（代行型の場合） ※少なくとも65歳未満の支給停止（低在老）を行う方向で検討

5. 特例解散の見直し(3) ～ 納付額の特例①

- **最低責任準備金の減額の認定(納付額の特例)**における申請手続および要件の詳細は、以下の通り規定される予定です【省令概要 2.(1)(2)(7)(13)、通知概要Ⅱ(1)第2.3】。

項目		自主解散型基金	清算型基金
申請書	記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・納付額の特例を申請する旨 ・申請理由 ・解散しようとする日における年金給付等積立金、最低責任準備金、減額最低責任準備金 ・納付額の特例が認められない場合の取扱い ・分割納付の特例を同時に申請している場合には、その旨 ・添付書類の名称 ・解散認可または分割納付の特例を同時に申請している場合、重複する添付書類の添付先 	【通知概要Ⅱ(1)第2.3(1)】
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ①申請日前1ヶ月以内の財産目録 ②申請日前1ヶ月以内の貸借対照表 ③⑥および⑦に関する年金数理人の確認書 ④適正な掛金を徴収していたことを証する書類または省令の規定により算出した掛金水準およびその算出基礎を示した書類 ⑤給付抑制のために必要な措置を講じていたことを証する書類 ⑥最低責任準備金の総括表（①および②の作成日を解散日とみなして算出） ⑦減額最低責任準備金およびその算出基礎を示した書類（同上） 	【省令概要2.(1)、通知概要Ⅱ(1)第2.3(2)】
申請時の手続		代議員定数の3分の2以上の多数による議決を経て厚生労働大臣に提出【省令概要2.(1)】	
上乗せ給付の支給停止	開始	申請日の属する月の翌月から	清算型基金の指定日の属する月の翌月から
	規約変更	申請と同時または申請以前に規約変更を実施	必須ではないが、事業主、加入員および受給者等へ周知する観点から、 速やかに変更することが望ましい 【通知概要Ⅱ(1)第1.3.(5)】

5. 特例解散の見直し(3) ～ 納付額の特例②

項目	自主解散型基金	清算型基金
第三者委員会	あらかじめ 社会保障審議会（第三者委員会）の意見 を聴かなければならない。	（清算型基金の指定時に意見聴取済み）
認定要件	業務の運営について 相当の努力 をしたこと（以下(1)(2)のいずれにも該当すること）	
	以下①②のいずれかに該当すること【政令概要2.(7)(13)、省令概要2.(2)、通知概要Ⅱ(1)第2.1】 ①申請前2年間において、 適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収 していること ②申請前2年間において、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、 全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること $\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} \times \frac{1.4 \text{ (※1)}}{1 + \text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} > \frac{26 \text{ (※2)}}{1000}$ <p style="text-align: center;">(※1) 2009(平成21)年度における実績を使用 (※2) 2009(平成21)年度における実績を使用</p>	
	以下①～③のいずれか（またはこれと同等の措置）に該当すること【通知概要Ⅱ(1)第2.1】 ①給付水準の引下げ ②選択一時金の停止（加算型の場合） ③代行部分に係る在職等支給停止措置のプラスアルファ部分への適用（代行型の場合） ※少なくとも65歳未満の支給停止（低在老）を行う方向で検討	
納付額	減額最低責任準備金（以下のうちいずれか大きい方の額） ※丈比べ(⇒13ページ)あり ・基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りをを用いて計算した最低責任準備金 ・現有資産（年金給付等積立金）	
認定(徴収)時の公表	下記事項を1ヶ月以内に厚生労働省ホームページにて公表する【通知概要Ⅱ(1)第1.3.(8)】 ・自主解散型基金（または清算型基金）の名称 ・最低責任準備金および減額最低責任準備金	

5. 特例解散の見直し(4) ～ 分割納付の特例①

- **納付計画の承認(分割納付の特例)**における申請手続および要件の詳細は、以下の通り規定される予定です【省令概要 2.(2)～(6)、通知概要Ⅱ(1)第3.3】。
- 「納付額の特例」と「分割納付の特例」を併せて申請する場合は、**各々の申請を同時に行う**のが原則です【改正法附則第17条第1項、通知概要Ⅱ(1)第3.3(4)ア】。清算型基金の場合は、「清算計画」の提出も同時に行うこととなります【改正法附則第21条第2項】。

項目		自主解散型基金	清算型基金
申請書	記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割納付の特例を申請する旨 ・ 申請理由 ・ 解散しようとする日における年金給付等積立金、最低責任準備金 (納付額の特例を同時に申請する場合は、減額最低責任準備金も記載) ・ 分割納付の特例が承認されない場合の取扱い ・ 納付額の特例を同時に申請している場合には、その旨 ・ 添付書類の名称 ・ 解散認可または納付額の特例を同時に申請している場合、重複する添付書類の添付先 	【通知概要Ⅱ(1)第3.3(1)ア】
	事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金名称、基金番号 ・ 設立事業所の名称、所在地、代表者氏名 ・ 管轄年金事務所 ・ 管轄年金事務所が管理している事業所記号および事業所番号 ・ 添付書類の名称 	【通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)ア】

5. 特例解散の見直し(4) ～ 分割納付の特例②

項目		自主解散型基金	清算型基金
申請書	添付書類	基金	<ul style="list-style-type: none"> ①申請日前1ヶ月以内の財産目録 【省令概要2.(3)①、通知概要Ⅱ(1)第3.3(1)ウ】 ②申請日前1ヶ月以内の貸借対照表 ③⑦に関する年金数理人の確認書 ④基金および設立事業所の事業主の納付計画の総括表 ⑤適正な掛金を徴収していたことを証する書類または省令の規定により算出した掛金水準およびその算出基礎を示した書類 ⑥給付抑制のために必要な措置を講じていたことを証する書類 ⑦最低責任準備金の総括表（①および②の作成日を解散日とみなして算出）
		事業主	<ul style="list-style-type: none"> ①年ごとの金額の支払予定月および金額 【省令概要2.(3)③、通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)ウ】 （年単位で年間支払額を記録、支払予定日は月末（厚生年金保険料と同様）） ②設立事業所の事業主の収支状況を示す書類（損益計算書等）
納付計画の記載事項		基金	<ul style="list-style-type: none"> ①清算に係る事務の執行に関する事項 【省令概要2.(4)①、通知概要Ⅱ(1)第3.3(1)エ】 （清算人・清算基金職員の氏名、業務分担体制および勤務体制、清算基金の連絡先） ②納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法 ③納付の猶予を受けようとする金額および期間 ④解散時に基金が納付する年金給付等積立金 ⑤納付計画を提出しようとする設立事業所の事業主のうち、最低責任準備金を基金と併せて 国に納付することが適切な場合における、当該事業主が納付する最低責任準備金（合計） ⑥業務の状況に関する事項【改正法附則第12条第3項第3号、第21条第3項第2号】 ⑦解散をしようとする日（自主解散型基金のみ）【改正法附則第12条第3項第1号】
		事業主	<ul style="list-style-type: none"> ①納付すべき額【改正法附則第12条第4項第1号、第21条第4項第1号】 ②納付の猶予を受けようとする期間および額（額は年単位で分割【省令概要2.(4)③】） ③②の期間が5年を超える場合は、その理由【省令概要2.(4)②】 ④基金解散後に企業年金制度等（DB・DC・中退共）を実施する意思の有無および実施する 場合によってはその概要（掛金、給付設計、償却期間）【通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)エ】

5. 特例解散の見直し(4) ～ 分割納付の特例③

項目		自主解散型基金	清算型基金
申請時の手続		<ul style="list-style-type: none"> ・ 代議員定数の3分の2以上の多数による議決を経て厚生労働大臣に提出【省令概要2.(3)①】 ・ 承認申請に伴う規約変更の認可申請は、当該承認申請日までに行う【省令概要2.(3)②】 	
上乗せ 給付の 支給停止	開始	申請日の属する月の翌月から	清算型基金の指定日の属する月の翌月から
	規約 変更	申請と同時または申請以前に規約変更を実施	必須ではないが、事業主、加入員および受給者等へ周知する観点から、 速やかに変更することが望ましい 【通知概要Ⅱ(1)第1.3.(5)】
第三者委員会		あらかじめ 社会保障審議会（第三者委員会）の意見 を聴かなければならない。	
承認要件		業務の運営について 相当の努力 をしたこと（⇒26ページご参照）【政令概要2.(7)(13)】	
納付期間延長の 認定要件		業務の運営について 著しい努力 をし、かつ、 事業の継続が極めて困難 な状況にあること（⇒27ページご参照）【政令概要2.(9)(14)】	
納付額	基金	年金給付等積立金	
	事業主	最低責任準備金（または減額最低責任準備金）から年金給付等積立金の額を控除した額	
認定(徴収)時 の公表		下記事項を1ヶ月以内に厚生労働省ホームページにて公表する【通知概要Ⅱ(1)第1.3.(8)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の名称 ・ 基金の最低責任準備金【改正法附則第13条第3項】 ・ 事業主が納付の猶予を受けようとする期間および額 	
事業主への 通知		分割納付の特例に係る承認、変更および取消をしたときは、下記事項を事業主に通知しなければならない【改正法附則第13条第4項、第14条第6項、第15条第3項、通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)オ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認時：承認通知、分割納付に係る猶予期間および額（基金経由での送付も可） ・ 変更時：変更通知、分割納付に係る猶予期間および額 ・ 取消時：取消通知 	

5. 特例解散の見直し(4) ～ 分割納付の特例④(承認要件)

➤ 分割納付の特例に係る承認要件は、以下の通り規定される予定です【政令概要 2.(7)(13)】。

改正法上の要件	内 容
承認要件	<p>業務の運営について相当の努力をしたこと（以下(1)(2)のいずれにも該当すること）</p> <p>以下①②のいずれかに該当すること【政令概要2.(7)(13)、省令概要2.(2)、通知概要Ⅱ(1)第3.1】</p> <p>①申請前2年間において、適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること</p> <p>②申請前2年間において、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること</p> $\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} \times \frac{1.4^{(\ast 1)}}{1 + \text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} > \frac{26}{1000}^{(\ast 2)}$ <p>(※1) 2009(平成21)年度における実績を使用 (※2) 2009(平成21)年度における実績を使用</p>
	<p>以下①～③のいずれか（またはこれと同等の措置）に該当すること【通知概要Ⅱ(1)第3.1】</p> <p>①給付水準の引下げ</p> <p>②選択一時金の停止（加算型の場合）</p> <p>③代行部分に係る在職等支給停止措置のプラスアルファ部分への適用（代行型の場合）</p> <p>※少なくとも65歳未満の支給停止（低在老）を行う方向で検討</p>
納付期間	納付期間が 5年以内 であること（やむを得ない理由がある場合は 10年以内 ）
<p>事業主の 確実な納付</p> <p>【省令概要 2.(5)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立事業所の収支状況および経営状況から見て、納付の猶予を受けようとする額および期間の設定が合理的であると認められること ・ 納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること ・ 設立事業所の事業主の負担する金額が、負担方法その他の事情から見て適正であると認められること

5. 特例解散の見直し(4) ～ 分割納付の特例⑤(納付期間延長の認定要件)

- 分割納付開始後に期間を延長(最長30年)するため、計画の承認申請時に受ける認定の要件は、以下の通り規定される予定です【政令概要 2.(9)(14)、通知概要Ⅱ(1)第4】。

改正法上の要件	内 容
業務の運営に係る著しい努力	申請時の 相当の努力 (⇒前ページ)に加え、以下(1)～(3)のうち2つ以上に該当すること。
	以下①②のいずれかに該当すること【政令概要2.(9)(14)、省令概要2.(2)、通知概要Ⅱ(1)第4】 ①申請前2年間において、 適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収 していること ②申請前2年間において、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、 全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること
	$\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} \times \frac{1.36^{(*)1}}{1+\text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準報酬賞与額の総額}} > \frac{26}{1000}^{(*)2}$
	(※1) 2011(平成23)年度における実績を使用 (※2) 2011(平成23)年度における実績を使用
(2) 給付費用の更なる抑制	以下①～③のうち 2つ以上 (またはこれと同等の措置)に該当すること【通知概要Ⅱ(1)第4】 ①給付水準の引下げ ②選択一時金の停止(加算型の場合) ③代行部分に係る在職等支給停止措置の プラスアルファ部分への適用 (代行型の場合) ※少なくとも65歳未満の支給停止(低在老)を行う方向で検討
(3) 事務コストの抑制	基金の 業務運営に要する費用の抑制 など、年金給付等積立金が最低責任準備金を満たすために必要な措置を講じていること。
事業の継続が極めて困難な状況	解散認可または清算計画の承認を受けるまでに、設立事業所に係る掛金の増加によって年金給付等積立金が最低責任準備金を上回ることが困難であると見込まれること。

5. 特例解散の見直し(4) ～ 分割納付の特例⑥

項目	自主解散型基金金	清算型基金金
納付計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない理由がある場合は、納付計画の変更を申請することができる。 ・ 納付期間の延長は最長15年（承認時の認定（⇒前ページ）を受けた場合は最長30年） ・ 10年以上の納付猶予を希望する場合は、納付計画の承認申請と変更申請を同時に行うことができる【省令概要2.(6)②、通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)キ】 ・ 承認時は、あらかじめ社会保障審議会（第三者委員会）の意見を聴かなければならない 	
提出場所	管轄年金事務所【通知概要Ⅱ(1)第3.3.(3)ア】	
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付計画の変更について申請を関係書類を添えて申請する旨 【通知概要Ⅱ(1)第3.3.(3)イ】（承認申請と変更申請を同時に行う場合は、その旨【通知概要Ⅱ(1)第3.3.(2)キ】） ・ 納付計画の変更内容および理由 ・ 添付書類の名称 	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の納付計画 【省令概要2.(6)①、通知概要Ⅱ(1)第3.3(3)ウ】 ・ 年ごとの金額の支払予定月および金額（年単位で年間支払額を記録、支払予定日は月末（厚生年金保険料と同様）） ・ 猶予期間内に納付することができないやむを得ない理由およびその根拠を示す書類 ・ 変更する納付計画が期限を経過するごとに増加する場合は、その理由の根拠を示す書類 	
承認要件	<p>以下のすべての要件に適合すること【省令概要2.(6)③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立事業所の収支状況および経営状況から見て、変更後の納付計画に基づく納付が可能であると認められること ・ 変更後の納付計画における納付猶予額の年ごとの設定が合理的であると認められること 	
計画変更の要請	厚生労働大臣は、基金の 財産の状況その他の事情の変化 により必要があると認められるときは、 納付期間の短縮その他の納付計画の変更 を求めることができる。	
納付計画の承認取り消し	<p>厚生労働大臣は、以下に該当する場合は、納付計画の承認を取り消すことができる。取り消された場合、納付済額を除いた残額を一括納付する【政令概要2.(11)、通知概要Ⅱ(1)第3.3(4)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割納付に未納があった場合 ・ 厚生労働大臣からの納付計画の変更要請に応じない場合 ・ 事業主の財産の状況その他の事情の変化により、分割納付の継続が適当でない場合 	

5. 特例解散の見直し(5) ～ 清算未了特定基金に係る分割納付の特例

- **施行日から1年間の時限措置**として実施される**清算未了特定基金型納付計画**の申請手続きおよび要件の詳細は、以下の通り規定される予定です【省令概要 2.(8)～(10)】。

項目	内容
添付書類	<p>下記書類を提出（存続基金を経由しての提出も可）【省令概要2.(8)、通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)ウ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①年ごとの金額の支払予定月および金額 （年単位で年間支払額を記録、支払予定日は月末（厚生年金保険料と同様）） ②設立事業所の事業主の収支状況を示す書類（損益計算書等） ③清算未了特定基金の同意書（猶予額が納付できないやむを得ない理由等を記載） ④旧特例解散措置における納付計画書および事業主の負担額が確認できる書類 ⑤清算未了特定基金が事業主から徴収した金額が確認できる書類 ⑥事業主が納付すべき額の算定の根拠を示す書類
納付計画の記載事項	<ol style="list-style-type: none"> ①納付すべき額【改正法附則第30条第4項第1号】 ②納付の猶予を受けようとする期間および額（額は年単位で分割【省令概要2.(9)②】） ③基金解散後に企業年金制度等（DB・DC・中退共）を実施する意思の有無および実施する場合にあってはその概要（掛金、給付設計、償却期間）【通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)エ①】 ④事業主が既に納付済みの額【通知概要Ⅱ(1)第3.3(2)エ②】
承認要件	<ul style="list-style-type: none"> ・納付期間が30年以内であること【改正法附則第30条第7項、省令概要2.(10)】 ・設立事業所の収支状況および経営状況から見て、納付計画に基づく納付が可能であると見込まれること ・納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること ・当初の納付計画での納付ができないやむを得ない理由があること
その他	<p>「公表」「事業主への通知」「計画の変更・取消」については、清算型基金に準じた取扱い（⇒25・28ページ）とされます。</p>

5. 特例解散の見直し(6) ～ 分割納付に係る利息の見直し／被災地における特例

- 分割納付に係る利息については、以下の通り規定される予定です【告示概要Ⅱ(9)～(12)】。

	内 容										
自主解散型加算金利率	当年度の4月に発行される 10年国債応募者利回り (ただし前年度の10年国債応募者利回りの平均を上回る場合は、 当該平均の利率とする。)										
清算型加算金利率											
清算未了特定基金型加算金利率											
調整利率	現行の加算金利率と同様（精算未了特定基金に適用） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>2005(平成17)年</th> <th>2006(平成18)年</th> <th>2007(平成19)年</th> <th>2008(平成20)年</th> <th>2009(平成21)年 以降の各年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.91%</td> <td>2.73%</td> <td>6.28%</td> <td>3.10%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	2005(平成17)年	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2008(平成20)年	2009(平成21)年 以降の各年	4.91%	2.73%	6.28%	3.10%	0%
2005(平成17)年	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2008(平成20)年	2009(平成21)年 以降の各年							
4.91%	2.73%	6.28%	3.10%	0%							

- **施行日から1年間の時限措置**として、東日本大震災に際し災害救助法が適用された区域（岩手・宮城・福島県）内に主たる事務所が所在する存続基金については、特例解散に係る認定・承認要件が以下の通り緩和される予定です【政令概要 2.(17)】。

納付額の特例・分割納付の特例 (⇒22・26ページ)	「いずれにも該当」⇒「 いずれかに該当 」に緩和
分割納付開始後の期間延長 (⇒27ページ)	「2つ以上に該当」⇒「 いずれかに該当 」に緩和

【FAQ】寄せられたご質問と現時点の考え方(抜粋)～ 特例解散関連

No	ご 質 問	現時点の考え方
87	分割納付計画を最長30年まで延長できるとのことだが、期間の延長はそれぞれの加入事業所が個別に申請するのか。それとも、基金が一括して延長申請するのか。また納付期間が事業所ごとに異なっているとしてもよいのか。	納付計画の変更は、 各事業主が個別に行う ことになっています。納付期間が事業主ごとに異なっているとしても構いません。
93	平成26年1～3月の旧法下での納付計画申請は、承認が新法施行後と想定されるが、この場合、清算未了特定基金として納付計画を申請するのか、また、申請する上で納付の実績が必要か。	平成26年3月までに納付計画を申請した場合は、現行法により承認することとなります。なお、 当該承認申請が承認される前であれば、申請を取り下げたうえで平成26年4月以降に改めて申請をすれば、改正法による申請は可能 です。また、要件として納付実績を問うことは考えていません。
172	掛金滞納事業所がある基金が解散する場合、国がその債権を引き継げるようにできないか。	現に発生している掛金滞納事業所に係る債権を国が引き継ぐことは、 法的な根拠がないためできません 。
176	過払年金の返納を分割で行っている受給権者がいるが、その途中で基金が解散を決定した場合、その者に対する債権を国に引き継げるようにできないか。	過払年金の分割納付の債権については、 法的な根拠がないため国に引き継ぐことはできません 。なお、そのような債権については、基金の清算事務の中でご対応をお願いいたします。
343	特例解散の要件となっている「申出前2年間において」について、これから2年間掛金を引き上げて要件を満たしてから特例解散を申請した場合、「申出前2年」ということは認められるか。	改正法施行前の期間も含めて 申出前2年間適切な掛金を徴収されている場合は、掛金に関する要件は満たされるものと考えられます。
347	分割納付計画において、事業所間の「 責任準備金比例 」「 報酬総額比例 」「 特定基準日の報酬比例 」等が考えられるが、どれを選択するかは基金で選択してよいのか。	ご提案の方法を含め、設立事業所間の公平性が担保されかつ、合理的な方法の中から、基金においてよく議論していただき、選択していただくことを予定しています。

(出所)厚生労働省「寄せられたご質問と現時点の考え方(FAQ)」より抜粋 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

6. 今後の財政運営(1) ~ 解散・代行返上基金の財政運営①

- 「**解散計画**」または「**代行返上計画**」を提出した存続基金においては、従来の財政検証に代えて、**当該計画との乖離状況を検証**することとされる予定です【省令概要 2.(15)②③、通知概要Ⅱ(5)②二】。計画の記載内容は、以下の通り規定される予定です【省令概要 2.(16)(18)、通知概要Ⅱ(5)④一】。

項目	内容
スケジュール	解散・代行返上に向けたスケジュールおよび 解散・代行返上予定日
積立目標	責任準備金、最低責任準備金、最低積立基準額 に対する積立目標 ・計画には、上記3つ全ての見通しを記載しなければならない ・ただし、積立目標は上記のうち少なくとも1つについて設定すればよい
積立目標達成のための措置	以下に係る改善措置内容および実施時期 ①給付設計に関する事項 ②適用に関する事項 ③負担に関する事項 ④業務に関する事項 ⑤その他
措置に伴う財政の見通し	①最低責任準備金の予測 ： 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り ②基金の年金資産の見通しに用いる利回り ： 以下のいずれか大きい率を上回らない利率 ・基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均 ・計画作成時の最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り ③直前の財政検証の翌事業年度の運用利回り ： 直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは可能 ④加入員数 ： 過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこと。
その他	事業および財産の現状（詳細は不明）【省令概要2.(16)①二、(18)①二】

6. 今後の財政運営(1) ~ 解散・代行返上基金の財政運営②

- 解散・代行返上計画の申請手続および要件の詳細は、以下の通り規定される予定です【通知概要Ⅱ(5)④二～四】。

項目		内容
添付書類		<ul style="list-style-type: none"> 年金数理に関する確認（年金数理人の確認および署名押印） 代議員会の会議録
申請時の手続		代議員会の議決を経て管轄地方厚生（支）局長に提出
計画の基準	積立水準	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、最低責任準備金、責任準備金または最低積立基準額に対する積立水準が低下しないものであること 代行割れ状態にある場合は、最低責任準備金に対する積立比率が低下しないことまたは代行割れ金額が拡大しないこと
	掛金水準	原則として、計画の作成前と比較して標準報酬総額に対する掛金の総額の比率が低下しないものであること
計画の変更		<p>以下要件に該当するなどにより積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、解散・代行返上計画を新たに作成し、当該計画の変更を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画における前提が著しく異なるに至った場合またはその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合 計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合
2012(平成24)年度の財政検証等を踏まえた対応		2012（平成24）年度末を基準日とする財政再計算を行う基金または2012（平成24）年度末を基準日とする財政検証に抵触し2014（平成26）年4月に掛金対応を行う必要がある基金においては、解散・代行返上計画を提出することにより、掛金対応に代えて解散・代行返上計画を実施することができる。

6. 今後の財政運営(2) ～ 存続基金の財政運営①

- 厚生年金基金を存続する場合、施行日から5年経過後に適用される存続基準に向けて、財政検証における最低責任準備金との比較水準が以下の通り段階的に引き上げられる見込みです【通知概要Ⅱ(5)②一】。

決算年度	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)以降
最低責任準備金	× 1.05	× 1.1	× 1.2	× 1.3	× 1.4	× 1.5
【参考】最低積立基準額	× 0.94	× 0.96	× 0.98	× 1.00	× 1.00	× 1.00

- 2012(平成24)年度末時点で代行割れとなっている基金においては、原則として、2014(平成26)年度以降における標準報酬総額に対する掛金の総額の比率が2012(平成24)年度における当該比率を下回らないものとする必要があります【通知概要Ⅱ(5)⑤】。
- 2005(平成17)年4月前に設立された基金におけるプラスアルファ水準の下限について、現行の「1割」から以下の通り改正される予定です【通知概要Ⅱ(3)、(4)①】。

	改正前	改正後
① 2014(平成26)年10月1日時点で3割を下回っている基金	1割	当該時点の水準
② 解散計画または代行返上計画を提出した基金		1割
③ ①②以外の基金		3割

6. 今後の財政運営(2) ~ 存続基金の財政運営②

- 改正法施行日から5年経過後(2019(平成31)年4月以降)の制度運営の詳細は、以下の通り規定される見込みです【通知概要Ⅱ(5)⑥~⑧】。

項目	内容
継続基準	従来どおり
非継続基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「最低積立基準額」および「最低責任準備金×1.5」との比較 ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率に係数(0.8~1.2)を乗じる措置は廃止 ・「積立水準の回復計画を作成する方法」は2016(平成28)年度決算までの経過措置をもって廃止される予定だったが、当分の間使用可能とされた <pre> graph TD A[最低積立基準額以上の資産を保有している] -- YES --> B[存続] A -- NO --> C[最低責任準備金の1.5倍以上の資産を保有している] C -- YES --> D[現行と同様の仕組みで積立不足を解消] C -- NO --> E[最低責任準備金の1.5倍または最低積立基準額のいずれか小さい額を下回る不足分を、翌年度末までに解消] </pre>
継続的な財政診断	<p>業務委託先に所属していない年金数理人による継続的な財政診断(年1回程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の業務委託先とは法第130条第5項に基づく業務(総幹事業務)の委託先であり、資産運用業務のみの委託先は含まれない ・決算報告書に添付する「年金数理人の所見」は、従来どおり総幹事業務委託先に所属する年金数理人が行う

6. 今後の財政運営(2) ~ 存続基金の財政運営③

- 参議院厚生労働委員会における附帯決議を受けて、代行資産の保全の観点から、業務報告書の記載事項が以下の通り追加される見込みです【通知概要Ⅱ(6)】。

項目	内容	施行期日
最低責任準備金 および純資産額	各月末における状況 (四半期業務報告書の提出に併せ、提出日の属する月の6月前・5月前・4月前の各月末時点における状況を報告)	2014(平成26)年4月
母体企業の 経営の状況	各四半期末(3・6・9・12月末の各時点)における状況	2019(平成31)年4月
【参考】資産運用 に係る報告	資産運用業務報告書の様式改正による報告事項の増加 ※通知改正により施行済み	2013(平成25)年4月 ※新様式による提出は平成25年度報告(平成26年9月末期限)から

【ご参考】平成25年6月18日 参議院厚生労働委員会 附帯決議(抜粋)

4. 代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。

【FAQ】寄せられたご質問と現時点の考え方(抜粋)～ 財政運営関連

No	ご 質 問	現時点の考え方
286	(前略) 解散計画と代行返上計画を途中で変更することは可能か。	(前略) 解散・代行返上計画については、 変更可能なものとする予定 ですが、詳細については検討中です。
397	代行割れ基金についても、法施行後5年以内に解散を行う解散計画による解散は可能か(後略)。	代行割れ基金についても解散計画を策定いただき、解散まで当該計画に従った財政運営を行っていただくことは可能とする予定です(後略)。
398	解散計画、代行返上計画の策定にあたっては、法施行後基金の方針を確定するまで相当の時間がかかり、基金の方針が確定しても、具体的な財政運営上の計画策定には時間がかかるといった事態が想定されるが、提出の時期はいつを想定しているのか。	改正法施行後5年以内に解散又は代行返上を行うものであれば、計画の策定期間については、基金において自主的に決めていただくことを可能とする予定です。
405	代行返上計画の提出に際して、事業主・加入員等の同意書が必要となるのか(後略)。	代行返上計画の策定に際しては、 事業主・加入員等の同意要件は設けない予定 ですが、実際に代行返上するときには代行返上のための手続きが必要となります。
407	5年後以降も存続する基金には計画書の提出義務は無いのか。また、一旦代行返上の計画書を提出したとして、5年以内に撤回し存続を目指す等の計画変更は可能か。	施行日から5年後以降存続する基金については、法律上明記されている存続基準を踏まえた財政運営を行っていただくことが原則になると考えており、解散計画や代行返上計画を提出いただく必要はありません。 また、 基金の方針変更により、代行返上計画を取り下げることは可能 とする方向で検討しておりますが、その場合には、5年後の存続基準を踏まえた原則的な基準に基づく財政運営を行っていただくこととなりますので、基金の方向性について、よくご議論いただく必要があるのではないかと考えております。

(出所)厚生労働省「寄せられたご質問と現時点の考え方(FAQ)」より抜粋 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

7. 他制度への移行支援(1) ～ 確定給付企業年金(DB)への移行①

- 解散した存続基金に係る残余財産を、**事業所単位で確定給付企業年金(DB)へ交付**することが新たに認められます【改正法附則第35条】。
- **事業承継の場合**または**規約の定め**に該当する場合は、設立事業所の**一部のみの交付**も可能となる予定です【政令案 2.(20)①】。
- 残余財産の交付に係る同意要件は、改正前の確定給付企業年金法施行令第50条の規定を参考に、下記の通り規定される見込みです【政令概要 2.(20)②】。

- ・ 交付対象者が使用される全ての実施事業所の事業主の同意
- ・ 交付対象者の過半数で組織する労働組合（組合がないときは過半数代表者）の同意
- ・ 交付先が基金型DBの場合、交付対象者が使用されていない実施事業所に係る代議員の3/4以上の同意

- 加入者・受給権者双方とも残余財産の交付が可能ですが【FAQ No.105】、受給権者については**個別に同意した者のみが対象**となる見込みです。
- 交付を行う場合は、存続基金・交付先DB双方の規約を整備する必要があり、そのための**規約例が今後示される予定**です【FAQ No.368】。

7. 他制度への移行支援(1) ~ 確定給付企業年金(DB)への移行②

- 存続基金から移行したDBの掛金算定について、以下の特例が設けられる見込みです【省令概要 2.(12)】。

項目	内 容						
特別掛金の予定償却期間	最長20年 ⇒ 最長30年						
定率償却の下限償却割合	15% ⇒ 10% + 改正法施行日から残余財産交付までの年数^(※1) × 0.5% <small>(※1) 1年未満の端数は切り捨て。 <small>(※2) 上記の計算結果が15%を超える場合は、15%とする。</small></small>						
	年 度	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)
	償却割合の下限	10%	10.5%	11%	11.5%	12%	12.5%
	年 度	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024(平成36)以降	
償却割合の下限	13%	13.5%	14%	14.5%	15%		
許容繰越不足金(掛金収入ベース)の計算に用いる年数	20年 ⇒ 30年 - 改正法施行日から残余財産交付までの年数^(※1) <small>(※1) 1年未満の端数は切り捨て。 <small>(※2) 上記の年数が20年未満となる場合は、20年とする。</small></small>						
	年 度	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)
	計算に用いる年数	30年	29年	28年	27年	26年	25年
	年 度	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024(平成36)以降	
計算に用いる年数	24年	23年	22年	21年	20年		

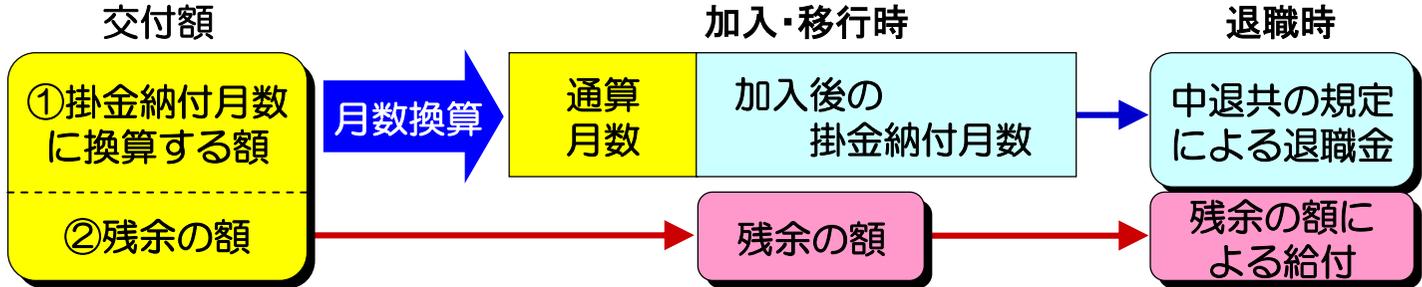
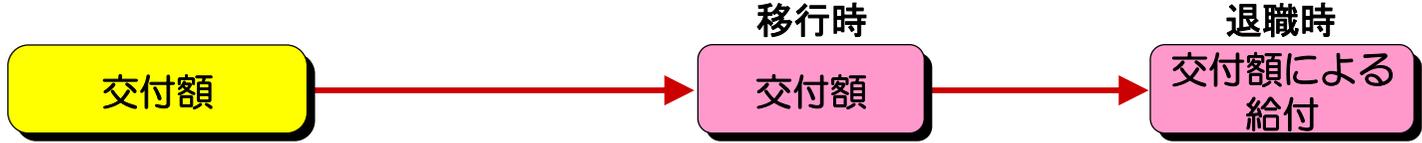
7. 他制度への移行支援(1) ～ 確定給付企業年金(DB)への移行③

- 存続基金から移行したDBが非継続基準に抵触した場合の掛金算定について、以下の特例が設けられる見込みです【省令概要 2.(13)】。

項目	内 容											
積立比率に応じて掛金を設定する方法	積立比率に応じた掛金の係数を、下表の通り年度に応じて段階的に緩和する。											
	年度 積立比率	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36) 以降
	0.9以上1.0※未満	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
	0.8以上0.9未満	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
0.8未満	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	
	※現在、0.92から1.0に段階的に引上げ中(⇒34ページご参照)											
積立比率の回復計画を作成する方法	<ul style="list-style-type: none"> 積立比率の回復計画の期間を、下表の通り決算基準日に応じて緩和する。 回復計画の作成は2018(平成30)年3月30日までの経過措置をもって廃止される予定だったが、当分の間使用可能とされた【省令概要1.(2)⑤】 											
	決算日	2022(平成34)年 3月30日まで	2022年3月31日から 2023年3月30日まで	2023年3月31日から 2024年3月30日まで	2024(平成36)年 3月31日以降							
	回復計画の 期間	10年	9年	8年	7年							

7. 他制度への移行支援(2) ~ 中小企業退職金共済への移行

- 解散した存続基金に係る残余財産を、**事業所単位で中小企業退職金共済(中退共)へ交付**することが新たに認められます【改正法附則第36条、政令概要 2.(21)、省令概要 2.(14)】。

項目	内容				
<p>新規に加入・移行する場合</p>	<p>交付額は①および②のとおり</p> <table border="1" data-bbox="568 544 2067 735"> <tr> <td data-bbox="568 544 875 639">①掛金納付月数に換算する額</td> <td data-bbox="875 544 2067 639">中退共加入時の掛金月額に応じて月数換算し、掛金納付月数に通算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 639 875 735">②残余の額</td> <td data-bbox="875 639 2067 735">①に通算されなかった額について、「年1%」+「付加退職金に係る支給率」を付利する【告示概要2.(13)】</td> </tr> </table> 	①掛金納付月数に換算する額	中退共加入時の掛金月額に応じて月数換算し、掛金納付月数に通算	②残余の額	①に通算されなかった額について、「年1%」+「付加退職金に係る支給率」を付利する【告示概要2.(13)】
①掛金納付月数に換算する額	中退共加入時の掛金月額に応じて月数換算し、掛金納付月数に通算				
②残余の額	①に通算されなかった額について、「年1%」+「付加退職金に係る支給率」を付利する【告示概要2.(13)】				
<p>既に中退共に加入している企業が移行する場合</p>	<p>交付額全額について、「年1%+付加退職金に係る支給率」を付利する【告示概要2.(13)】</p> 				
<p>その他</p>	<p>・交付を行う場合は存続基金の規約を整備する必要があり、そのための規約例が今後提示される予定【FAQ No.368】</p>				

7. 他制度への移行支援(3) ～ 移行先制度(DB・DC)における規制緩和

- DBおよびDCの規約変更に係る承認・認可事項ならびに手続要件が、以下の通り緩和される予定です【省令概要 1.(2)①・(3)、通知概要Ⅱ(8)①】。

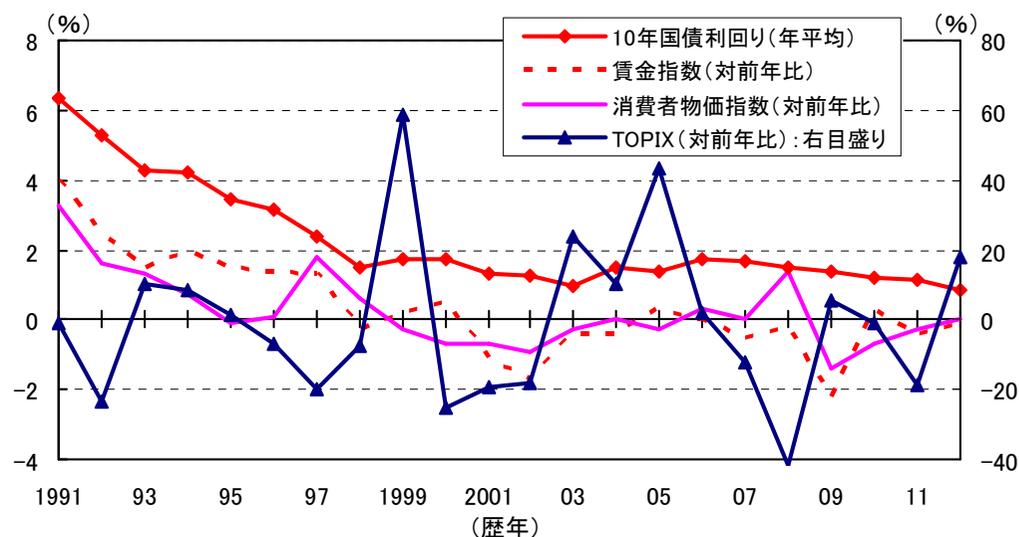
項 目		内 容
承認・認可事項 の緩和(DB)	届出事項への 緩和	<ul style="list-style-type: none"> 給付の種類、受給の要件、額の算定、給付の方法（支給期間・支払期月等）に関する事項（資格喪失時期の変更その他軽微な変更に関し、給付減額は含まない） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><具体例>○給付増額する場合 ○休職等期間中の者に係る休職等期間の全部または一部を給付算定基礎期間から控除または通算する場合 （控除については、合理的な理由がある場合に限る） ○増加実施事業所に係る給付額算定基礎期間および給与の額等の規定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 掛金の拠出に関する事項（上記の軽微な変更に伴う変更の場合） 権利義務の移転に関する事項 権利義務の承継に関する事項 脱退一時金相当額等の移換に関する事項
	届出不要事項 への緩和	市町村の単なる名称変更
規約変更に係る 手続要件の緩和 (DC)	届出事項への 緩和	<ul style="list-style-type: none"> 企業型年金の実施事業主が負担する事務費に係る事項 事業主掛金の額の算定方法に関する事項（条項の移動など実質的な変更を伴わないもの） 法令の改正に伴う変更に係る事項（掛金拠出に関する改正のうち実質的な変更を伴うものを除く）
	特に軽微な変 更への緩和	法令の改正に伴う変更に係る事項（掛金拠出に関する改正のうち実質的な変更を伴うものを除く）

7. 他制度への移行支援(4) ～ キャッシュ・バランス・プランの給付設計の弾力化

- キャッシュ・バランス・プランの弾力化措置は以下の通り実施予定です【省令概要 1.(2)②】。

項目	内容
給付の額の算定に用いる予定利率	現価率計算上の予定利率の下限を「0（ゼロ）以上」に緩和
給付の額の算定に用いる予定死亡率	規約に定めるところにより、加入者等およびその遺族の死亡の実績および予測に基づき合理的に定めたものとする事が可能
給付の額の再評価に用いる率(指標)	<ul style="list-style-type: none"> 指標の選択肢に「自身の確定給付企業年金の運用実績」を追加 指標が単年度でマイナスとなることを許容し「全期間通算で0（ゼロ）以上」とする

＜現行のキャッシュ・バランス・プランで用いることができる指標の推移＞



- (注1)賃金指数は、規模5人以上の調査産業計に係る「決まって支給する給与」の対前年比。
 (注2)消費者物価指数は、総合指数(全国)の対前年比。
 (注3)TOPIXは、2006年以降は浮動株基準。

(資料)
 財務省ホームページ
 厚生労働省『毎月勤労統計調査』
 総務省『全国消費者物価指数』
 東京証券取引所ホームページ

7. 他制度への移行支援(5) ~ その他

- その他にも、以下の移行支援策および規制緩和措置が実施される予定です。

項目	内容
受託保証型DBの適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の有無にかかわらず、契約者価額が数理債務を下回らないことが確実と見込まれるものを「受託保証型DB」とする。 ・ 受託保証型DBを簡易な基準に基づくDBとし、加入者が存在する受託保証型DBについては給付の額の改定（キャッシュ・バランス・プラン）を認める。 ・ 受託保証型DBの最低積立基準額は、数理債務の額に基づき合理的に計算した額を使用可能とする 【省令概要1.(2)③、通知概要Ⅱ(8)②・(9)】
段階的引上げ償却時の特例掛金の再規定	過去勤務債務の償却方法うち段階引上げ償却を採用している場合、非継続基準の抵触に伴い、翌々事業年度の掛金額に加算して拠出すべき特例掛金の計算の際に、翌事業年度に実際に拠出した特別掛金の代わりに翌々事業年度に拠出することとなる特別掛金または元利均等償却を行った場合の特別掛金額の使用を可能とする【省令概要1.(2)④】
退職給付義務の履行の周知	存続基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行することが必要であることについて周知等を図ること【通知概要Ⅱ(2)①】
年金数理人の要件の規定	年金数理人の要件について、所要の規定を整備する【省令概要1.(2)⑥】 (現在は、廃止前の厚生年金基金規則第76条に規定)
規約型DB移行時の手続の簡略化	規約型DBに移行する際の「加入者となる者の数を示した書類」の添付を不要とする【通知概要Ⅱ(10)①】
確定拠出年金(DC)への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散時に積立金が最低積立基準額を下回っていても移行を認める【政令概要2.(2)】 ・ 脱退一時金の移換申出期限を基金の資格喪失日から1年以内に緩和【政令概要2.(3)】

8. 改正法施行後の企業年金連合会(1)

- 本法案の施行時に現存する企業年金連合会は、**存続企業年金連合会(存続連合会)**として、改正前の厚生年金保険法の適用を受けます【改正法附則第37～38条】。
- 存続連合会は、下表に掲げる業務を行います【改正法附則第40条】。施行日以降は、代行(基本)部分に係る権利義務の存続基金からの移転(受換)は行えなくなるため、**存続基金において中途脱退者の記録管理および年金支給を行う**必要が生じます。

年金通算事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後の基金中途脱退者 (脱退一時金のみ) の受換・移換および当該者への給付支給 ・ 施行後の解散基金加入員 (残余財産のみ) の受換・移換および当該者への給付支給 ・ 施行前の基金中途脱退者 (基本部分+脱退一時金) の移換および当該者への給付支給 ・ 施行前の解散基金加入員 (代行部分+残余財産) の移換および当該者への給付支給 ・ DB中途脱退者 (脱退一時金) の受換・移換および当該者への給付支給 ・ 終了制度加入者 (残余財産) の受換・移換および当該者への給付支給
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散基金加入員に対する支払保証事業 (一定額を確保する給付を付加する事業) ・ 存続基金からDB・DCへの移行支援事業 ・ 存続基金およびDBに係る共同運用事業 ・ 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で政令で定めるもの など

- 存続連合会は、確定給付企業年金法を設立根拠とする企業年金連合会 (**新連合会**) の成立を受けて解散します【改正法附則第70条第1項】。解散時は、**基金中途脱退者および解散基金加入員等に係る残余財産を分配**します【同第3項】。

8. 改正法施行後の企業年金連合会(2)

- 新連合会は、前述の基金中途脱退者等に係る残余財産の分配義務を除き、存続連合会の権利および義務を承継します【改正法附則第70条第4項】。
- 新連合会は、次に掲げる業務を行います【改正法第2条による改正DB法第91条の18】。
新連合会では、基金中途脱退者等に係る年金通算は行わないため、存続基金において中途脱退者の記録管理および年金支給を行う必要が生じます。

年金通算事業	<ul style="list-style-type: none">・ DB中途脱退者（脱退一時金）の受換・移換および当該者への給付支給・ 終了制度加入者（残余財産）の受換・移換および当該者への給付支給
その他の事業	<ul style="list-style-type: none">・ DBに係る共同運用事業・ 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で政令で定めるもの など
特例業務	<ul style="list-style-type: none">・ 存続連合会の委託による残余財産の分配を行う業務・ 残余財産の交付を受けて給付の支給を行う業務・ 解散基金加入員に対する支払保証事業（残余財産の交付金に給付を付加する事業）・ 存続基金からDB・DCへの移行支援事業・ 存続基金に係る共同運用事業

【ご参考】改正法に対する附帯決議

- 改正法については、参議院において下記の附帯決議が付されています。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成25年6月18日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1. 経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため本法の速やかな施行に努めるとともに関係政省令の整備説明・相談などの適切な対応等により解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
2. 総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
3. 厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
4. 代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。
5. 第3号被保険者の記録不整合問題について、特例追納の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が特例追納できるよう本措置の周知・広報に努めるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

右決議する。

◆ ご注意いただきたいこと(必ずご覧ください) ◆

企業年金制度（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、非適格退職年金制度など）にかかる年金信託契約等については以下の内容を十分にお読みください。

➤ 年金信託契約に関するリスク

- 年金信託契約では、お客さまの信託財産を各種の年金投資基金信託受益権等を通して、または直接に、投資対象である株式、公社債、外貨建て証券、不動産等に投資し、または貸付金として貸し付けるなどして運用します。これら投資対象は価格変動を伴うため、以下のような場合に元本の欠損が生じるおそれがあります。
 - ・ 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、その他金融商品市場における株価指数等の指標の変動に伴い、運用対象である有価証券等（投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等も含む。以下同じ。）の価格が変動する場合
 - ・ 有価証券等の発行者や保証会社等、または貸付金や貸付有価証券（現金担保の再運用を含む）の貸出・運用先の業務や財産状況の変化に伴い運用対象である有価証券等の価格が変動する場合
 - ・ 一般信用取引の取引相手となる証券会社の業務や財産の状況に変化が生じた場合
- 為替オーバーレイ運用および一般信用取引では、売り建てた通貨や株式の価格が予想とは反対に変化したときの損失が限定されていません。

➤ 年金信託契約のお客さまにご負担いただく費用

お客さまには、信託契約に基づき①および②の費用を、業務委託契約等に基づき③の費用をそれぞれの費用に係る消費税等と共にご負担いただきます。なお、これらの費用は信託財産の中からいただくか、またはお客さまにご請求します。（費用の詳細については弊社にお問い合わせください）

① 信託契約期間中にご負担いただく費用

項目	内容
信託報酬 (信託財産の運用・管理にかかる費用)	信託財産に対して信託報酬率を乗じて計算します。信託報酬率は、お客さまからご提示いただく信託財産の運用指針、信託財産額等に応じて個別に決定するため記載することができません。
投資対象に係る手数料等	ヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズ等への投資にあたっては、当該ファンド等の組成費用、信託報酬等がかかる場合があります。また、投資事業有限責任組合や匿名組合等への出資にあたっては、組合等の監査費用、売買手数料、郵送費、振込手数料、弁護士費用等がかかる場合があります。 これらの手数料等は種類が多岐に亘り、また運用状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
信託事務の処理に要する手数料等	有価証券売買委託手数料、株式分割手数料、名義書換手数料、外国証券の取得管理費用、有価証券保管手数料、信託財産留保金その他費用が発生しますが、これらは信託財産の運用状況、保管状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

◆ ご注意いただきたいこと(必ずご覧ください) ◆

② 信託契約解除時にご負担いただく費用

項目	内容
早期解除手数料	契約締結の日から最長5年以内（契約種別により異なります）に契約の解除の申し出があった場合には、契約解除日における信託財産に対して、6.0%を上限とする料率を乗じて計算する早期解除手数料をご負担いただきます。

③ その他年金制度の運営等に関してご負担いただく費用

弊社がお客さまの年金制度の幹事受託機関として年金制度の管理や資金のとりまとめを担当する場合には、委託を受ける業務の内容に応じて手数料をご負担いただきます。この手数料は委託を受ける業務の内容により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

➤ 年金信託契約に関してご注意いただきたい事項

- 年金信託は、元本及び収益が保証されていない実績配当型の商品であり、損益はすべてお客さま等に帰属します。また、本商品は預金保険の適用は受けません。
- 弊社は正当な事由があるときは、お客さまに対する1ヶ月前の予告により受託者の任を辞することができます。また、信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になった場合には、お客さまへの通知により信託契約は終了します。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等ならびにオプション等一部の派生商品については権利行使期間に制限があります。また、貸株取引の対象株式は議決権行使に制限を受ける場合があります。
- 投資事業有限責任組合や匿名組合等に出資する場合、出資持分の譲渡や担保差入れは当該組合等の運営者（無限責任組合員等）の事前の同意を要する等の制約を受けることがあります。
- ファンド・オブ・ヘッジファンズ等は解約通知をいただいてから資金化までに6ヶ月程度を要することがあります。
- 為替オーバーレイ運用および国内株式ならびに外国株式のエンハンスト・アクティブ運用では、為替オーバーレイの対象資産残高、および国内株式ならびに外国株式の投資元本を上回る取引を行うことがあります。

商号等：株式会社りそな銀行

MEMO
